

令和7年度エシカル消費普及啓発高校生動画コンテスト募集要項

1 募集テーマ（2部門とも共通）

エシカル消費に関すること

※エシカル消費：地域の活性化や雇用などを含む、人・社会・地域・環境に配慮した消費行動

例：フェアトレード商品の購入、障がい者支援に繋がる購入、地産地消、伝統工芸品の購入、有機農産物等の購入、サステナラベル商品の購入、サステナブルファッションなど

2 部門及び応募資格

（1）部門

1分以内の部、3分以内の部

（2）応募資格

県内在住又は県内に通学している高校生及び国立高等専門学校1学年から3学年までの学生。

※個人、グループを問いません。

※グループ応募の場合、グループ代表者が応募資格を満たしていることとします。

※未成年の方は保護者の同意が必要です。未成年の方が応募された場合は保護者の同意が得られているものとみなします。

3 優秀作品制作者に対する特典表彰の種類及び商品

1分以内の部、3分以内の部：共通

①最優秀賞1点：賞状とギフト券1万円分

②優秀賞2点：賞状とギフト券5千円分

③ユニーク賞2点：賞状とギフト券3千円分

※いずれの部門も応募状況等により、表彰内容を変更する場合があります。

※グループ応募の場合、応募フォームに記載された代表者に特典1点をお渡しします。

4 応募締め切り

令和7年11月14日（金）

5 作品の規格

（1）長さ

ア 1分以内

イ 3分以内

（2）解像度

HDまたはフルHD

（3）アスペクト比

16：9（横型）

（4）ジャンル

実写、アニメ、写真スライド、CG等とし、表現方法も特に制限はありません。

（5）データ形式

MP4形式

6 応募方法

- (1) 応募用紙に必要事項を記入の上、応募用紙と動画データを記録したDVDを消費生活・文化課に持参・郵送しても構いません。

なお、応募作品は返却いたしません。(持参は平日午前9時から午後5時までとします。)

- (2) 郵送・持参先

〒980-8570

宮城県仙台市青葉区本町 3-8-1 宮城県庁 1 階

宮城県環境生活部消費生活・文化課 相談啓発班

7 審査基準等

- (1) 審査基準

①メッセージ性（エシカル消費の必要性が伝わる内容か）

②理解度及び表現力（エシカル消費を理解しているか、それを伝えられているか）

③独自性（意外性やオリジナリティのある視点で表現されているか）

④話題性（情報発信力のある内容か）

⑤構成・技術力（カメラワークや音響、編集方法などの工夫がなされているか）

等の複合的な観点から総合的に審査します。

- (2) 審査について

消費生活・文化課の予備選考により各部門最大5作品を選出。予備選考では、応募された動画が、著作権、肖像権、各種法令及び本コンテスト要領が守られており、倫理的な観点及び表現方法等から、エシカル消費の普及啓発に資する内容か審査します。

その後、予備選考を通過された方々は審査員による審査を経たうえで、入賞者は審査発表会（公開で令和7年12月中旬に午後1時から仙台市内の会場で開催予定）にお集まりいただき、作品紹介及び動画放映をしていただきます。その後、最優秀賞等を発表及び授与式を行い、記念撮影をします。

8 応募条件

- (1) 作品は応募者が制作したオリジナル作品で、他のコンテスト等に応募していない未発表ものに限りします。
- (2) 応募作品数に制限はありませんが、受賞は1名（団体）1作品までとなります。
- (3) 撮影機材は、ビデオカメラ、スマートフォン、デジタルカメラ等の種類を問いません。
- (4) 最優秀賞及び優秀賞に選ばれた作品は、県の広報媒体等で掲載を予定しています。掲載にあたり、作品の一部編集（字幕・ナレーションの追加、音楽の変更等）を指示する場合がありますので、応募作品及び編集前データは必ず保管しておいてください。

9 その他注意事項 ※必ずお読みください

- (1) 本コンテストに応募した方はこの注意事項に同意したものとします。
- (2) 応募作品の著作権は、宮城県及び応募者に帰属しますが、宮城県及び宮城県が許可した団体は、応募者の許諾を要することなく、無償で作品をホームページ、Y o u T u b e 等における配信、その他の広報物やイベント、P R 等に利用できるものとします。また、営利目的以外の用途で二次利用（複製、編集、上映、頒布）できるものとします。また、その際に制作した動画の著作権は宮城県に帰属します。また、活用する際には、宮城県が再編集する場合があります。
- (3) 応募作品に使用する映像・音楽・音声・素材等は、著作権等の知的財産権の処理が必要ないもの

を使用するか、必要な許諾手続が済んだものを使用してください。万一、応募作品に関して第三者の権利の侵害が認められた場合、応募者本人がその責任を負うこととし、主催者は一切対応しません。**（県立高等学校においては、県教育庁教育企画室情報化推進班に申請を行うと動画編集ソフトが使用できます。詳しくは、各校の情報担当の方に確認願います。著作権が応募者に帰属しない動画編集ソフトを使用した場合、失格となりますので、必ず利用規約を確認してください。）**

- (4) 映像に関し、第三者の肖像権や名誉・プライバシーその他の権利を侵害することのないよう注意してください。作品中に通行人の顔が映っているなど、個人が容易に特定しうる場合は、その個人の承諾を得るか、個人を特定できないよう加工してから応募してください。また、撮影にあたっては、施設や飲食店等の店舗の関係者から事前に承諾を得てください。
- (5) ドローンによる撮影においては、航空法等の各種法令を遵守してください。
- (6) 応募作品の制作に際して起こった事故、その他一切のトラブル（応募作品に関して知的財産権を有する者からの損害賠償請求等の法的請求を含む。）については応募者の責任と負担で解決するものとし、宮城県は一切の責任を負わないものとします。
- (7) 応募内容や応募作品について、宮城県から電話又はメール等で問い合わせることがあります。連絡が取れない場合や宮城県が指定する期限までに返信が無い場合は、審査の対象外とします。また、虚偽や違反などがあった場合や他人の権利を侵害すると判断した場合も、審査の対象外とします。この場合、入賞作品の発表後でも入賞を取り消し、副賞の返還を求めることがあります。
- (8) 次の内容に該当する又は該当するおそれがあると判断される作品は、応募者に通知することなく審査対象から除外します。
 - ① 法令等に違反するもの
 - ② 暴力的・差別的・卑猥な表現を含む又は犯罪を助長するなど公序良俗に反するもの
 - ③ 個人・企業・団体など他者の名誉を毀損する又はプライバシーを侵害するもの
 - ④ 第三者の著作権、商標権、肖像権、その他知的財産権を侵害するもの
 - ⑤ 企業や商品などの宣伝若しくは政治・宗教等特定のイデオロギーの宣伝又は勧誘を意図するもの
 - ⑥ その他当コンテストの趣旨やテーマに反し、PR動画としてふさわしくない表現を含むもの
- (9) 肖像権や著作物など、他人が権利を有するものを利用した応募作品については、事前に使用許諾承認を得てください。
- (10) 応募作品の制作など、応募にかかる費用は、すべて応募者の負担とします。
- (11) 未成年の方が応募や出演する場合、親権者の同意の上、応募してください。未成年の方が応募された場合は保護者の同意が得られているものとみなします。
- (12) コンテスト内容については予告なく変更する場合があります。

10 個人情報の取り扱い等

応募者の個人情報は、当コンテストの運営に必要な範囲で使用し、それ以外の目的には使用しません。作品の利用にあたり、応募者の氏名・団体名、作品の説明を公表させていただく場合があります。

11 問い合わせ先

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町3-8-1

宮城県環境生活部消費生活・文化課 相談啓発班

電話番号 022-211-2524

電子メール syoubuns@pref.miyagi.lg.jp